

■計画の意義・目標

飯舘村長泥地区において、「改正・福島復興再生特別措置法（平成29年5月19日施行）」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、村の掲げる「ネットワーク型の新しいむらづくり」の理念のもと、特定復興再生拠点区域（約186ha）を定め、「地域住民が生き生きとくらし、絆をつなげる拠点」「次世代に長泥の歴史をつなげる拠点」を目指す。

■計画の概要

| | |
|--------|-----------------------------|
| 計画の期間 | 平成35年5月まで |
| 解除目標 | 平成35年春頃 (整備ができた箇所から先行解除) |
| 居住人口目標 | 約180人 |

■事業内容

○居住促進ゾーン

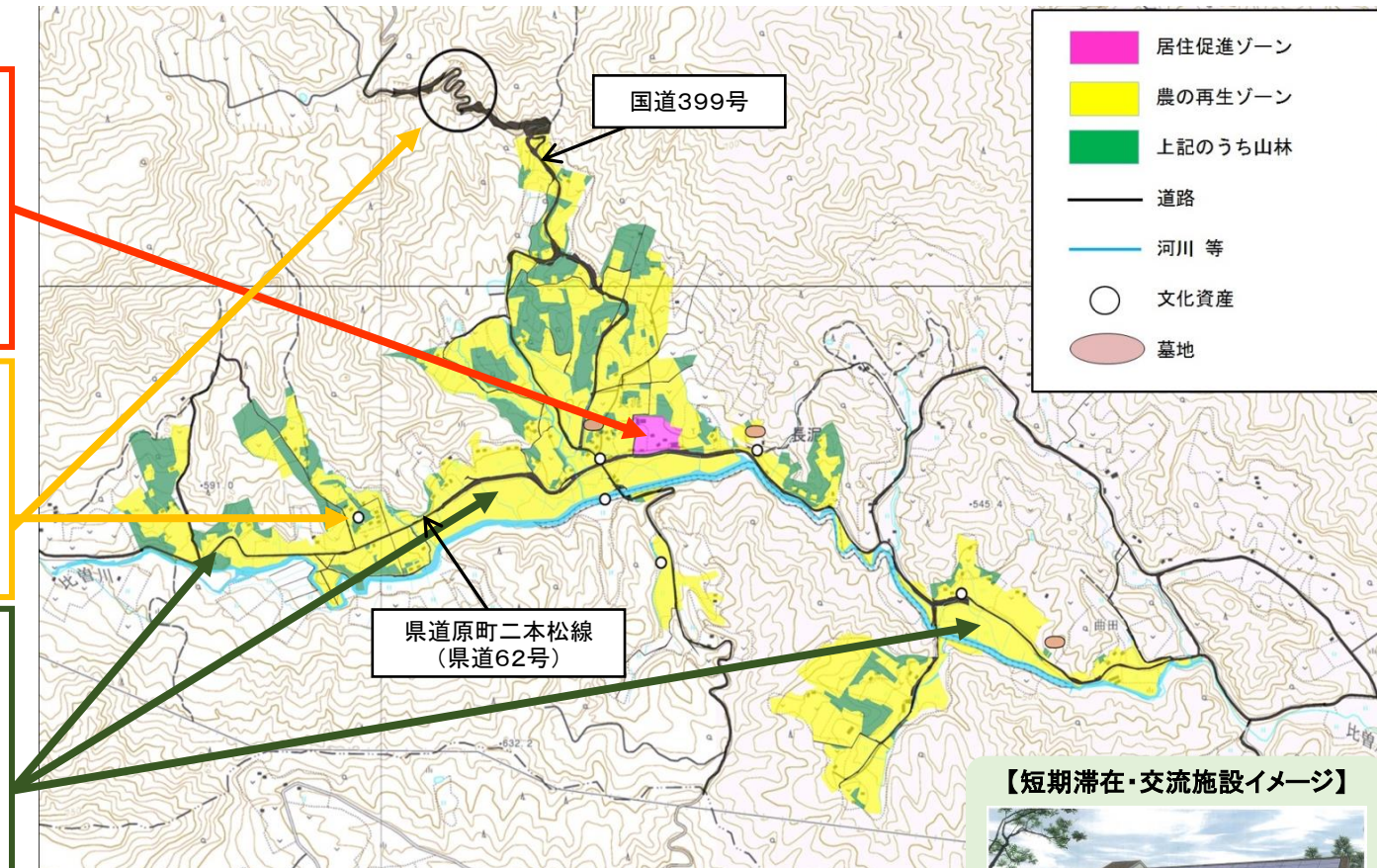
- ▶ 村営住宅、短期滞在・交流施設を整備し、住民の帰還・居住に向けた活動拠点とする。
- ▶ 多目的広場を整備し、地区住民間及び世代間の交流の場とする。

○文化・交流拠点

- ▶ 白鳥神社周辺や桜並木など、区域内の文化資産を整備・再生し、地域の歴史・文化の保存と、地域コミュニティの維持・継承に繋げる。

○農の再生ゾーン

- ▶ 農用地等の利用環境を整備し、「農」による生きがいの再生、なりわいの再生を推進する。
- ▶ 安全性を実証し、再生資材及び覆土を活用した農用地等の造成を行う。
- ▶ 村振興公社が農用地等を活用して、新たな作物への転換や大規模化を図る。



<特定復興再生拠点区域に含まれる施設>

- ・国道399号(帰還困難区域全区間)、県道原町二本松線(県道62号)(帰還困難区域全区間)、村道(曲田線、下曲田線、曲田菅沼線、曲田向線、長泥1号線、長泥2号線、長泥金華山線、寛行線)
- ・長泥の桜並木など文化資産、共同墓地

【短期滞在・交流施設イメージ】

